

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護「特別養護老人ホームほっとハウス」運営規程

(趣旨)

第 1 条 社会福祉法人友の会が開設する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護（以下『短期入所生活介護』という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第 2 条 要介護状態等にある者（以下『利用者』という）に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 3 条 要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(名称及び所在地)

第 4 条 施設の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム ほっとハウス
- (2) 所在地 青森県八戸市大字尻内町字熊ノ沢 3 5 番 2

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第 5 条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1 人（施設長兼務）
管理者は、施設の従業者及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者

職 種	人数	業 務 内 容
医師	1 名	医療・保健衛生に係わる業務
管理者	1 名	□総務、経理、庶務全般 □介護老人福祉施設□短期入所生活介護 以上の介護従事者及び業務の管理
生活相談員	1 名	□日常生活の相談・介護計画の作成業務
介護職員又は看護職員	4 人以上	生活全般に関する業務
機能訓練指導員	1 名	機能訓練に関する業務
栄養士	1 名	献立・栄養指導に関する業務

※兼務従業者は、介護老人福祉施設及び介護予防短期入所生活と兼務する。

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員)

第 6 条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の入所定員は、次の通りとする。
1 ユニット 10 人 (介護予防短期入所生活介護の利用者含)

(通常の事業の実施地域)

第 7 条 八戸市 南部町 五戸町 おいらせ町

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護のサービスの内容)

第 8 条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護のサービスの内容は、次の通りとする。

(1) 介護計画の作成

- ① 既に居宅サービス計画又は介護、予防サービス計画が作成されている場合は、その計画の内容に沿って作成する。
- ② 介護計画の内容について、利用者又は家族に説明し同意を得、交付する。

(2) 介護

- ① 1 週間に 2 回以上、入浴又は清拭する。
- ② 適切な方法により、排泄について必要な援助を行う。
- ③ 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備する。

(3) 食事

栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供する。

(4) 相談及び援助

利用者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(5) 機能訓練

利用者の心身の状態を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(6) 健康管理

- ① 看護職員は、利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のために適切な措置をとる。
- ② 健康管理に関し、健康手帳を有している方に必要な事項を記載する。

(7) その他

関係機関及び家族との連携を図る。

(利用料その他の費用の額)

第 9 条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- 2 その他、日常生活に係る費用、その他の費用の徴収が必要となった場合は、事前に文章により、利用者・ご家族に説明し支払いに同意する旨の文章に記名押印を受ける。同意を得たものに限り実費に準じた額を徴収する。

(1) 居住費・食費（個室Aの場合）

利用者負担段階	利用者負担額（1日あたり）	
	居 住 費	食 費
基準額（第4段階）	2, 2 6 0 円	1, 8 0 0 円
第3段階②	1, 3 7 0 円	1, 3 0 0 円
第3段階①	1, 3 7 0 円	1, 0 0 0 円
第2段階	8 8 0 円	6 0 0 円
第1段階	8 8 0 円	3 0 0 円

(2) その他

	料 金	備 考
クラブ費	実費	個人保管の作品材料費
※面会者宿泊費	3, 0 0 0 円／日	寝具のレンタル
抗原検査キット代	1, 5 0 0 /回	感染が疑われる際

※介護認定を受けていない方のみ

(利用者側がサービスの提供を受ける際に留意すべき事項)

第10条 居室や設備、器具は本来の用法にしたがって利用する。

- 2 喫煙は決められた場所以外では行わない。
- 3 飲酒は常識の範囲内で行う。
- 4 対人、対物に危害を加たり、迷惑な騒音を発せられる場合は契約解除になる場合がある。
- 5 事業所内での他の利用者等に対する宗教活動及び政治活動は行わない。

(緊急時の対応)

第11条 サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医・救急隊・ご家族・関係機関等へ連絡を行う等、必要な措置を講じる。

(秘密保持等)

第12条 従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。
- 3 利用者及び家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得る。

(苦情に対する対応)

第13条 サービス提供に関して発生した苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付担当者を置く。

- 2 苦情を受け付けた場合、改善策を検討するとともに、その内容等を記録する。
- 3 場合により、関係機関等に報告する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第14条 事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合、その事実が報告され、その分析を通じた改善策について、周知徹底を図る。
- (2) 事故防止のための委員会及び研修を定期的に行う。
- (3) 事故が発生した場合、速やかに市町村、家族等に連絡するとともに、受診等、必要な措置を講じる。
- (4) 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
(当事業所はあいおい損害保険株式会社と損害賠償保険契約を結んでおります。)

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条

- (1) 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を設置し定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うために研修計画を定める。
- (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

(身体拘束に対する対応)

- 第16条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 2 やむを得ず身体拘束等を行う場合、関係者等によって協議し、その利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由と経過を記録する。

(衛生管理等)

- 第17条 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。
- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を実施する。
 - (2) 定期的に検討委員会を開催し、その結果を従業員に周知の徹底を図る。

(記録の整備)

- 第18条 利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(非常災害対策)

- 第19条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
- (1) 防火管理者は防火管理者資格を有する職員を当て、火元責任者には従業員を充てる。
 - (2) 始業時・終業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行う
 - (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
 - (4) 非常災害設備には常に有効に保持するよう努める。
 - (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務の遂行に当たる。
 - (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・・・・・・・・年2回以上
 - ② 利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・・・・・随時
 - (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(その他運営に関する留意事項)

- 第20条 従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - ② 継続研修 年6回

(附則) この規程は、令和7年6月1日から施行する。